

むつ市議会第249回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和3年10月8日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 佐藤 武 議員
- (2) 5番 野中 貴健 議員
- (3) 20番 浅利 竹二郎 議員
- (4) 15番 佐藤 広政 議員
- (5) 12番 住吉 年広 議員
- (6) 11番 鎌田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝
農委 員 業 会 長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健つく 康り 推進 部長	中村	智郎
健つく 康り 推進 部長	木村	公子	子ども みどら mile kids office にり 所 こ 長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技 術 部 長	小笠原	洋一	川内庁 舎 長	木下	尚一郎

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、佐藤武議員、野中貴健議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員、住吉年広議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） まず、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 皆さん、おはようございます。日本共産党の佐藤武です。むつ市議会第249回定例会での一般質問を行います。

最初に、8月の豪雨災害で被災された多くの方々に、心よりお見舞い申し上げます。大きな被害を受け、いまだに先が見通せない方もおられると

思います。最終的な復旧、生活再建にはまだ時間がかかると思いますが、一日も早い日常を取り戻せることを願っています。

また、市長をはじめ市職員、消防署、消防団、自衛隊、近隣町村からの職員の皆さんの日夜を分かたぬ献身的な復旧作業に心より敬意を表するとともに、高校生をはじめ同僚議員や多くの市民ボランティアの方々に対しても、心より感謝申し上げます。

さて、今日は2項目5点について質問いたします。

1つ目は、豪雨災害についてです。私は、復旧作業に支障がないように配慮しながら、8月11日早朝から大畑町中心街、大畑漁港から大畑川河口付近、湯坂下、孫次郎間、二枚橋、佐助川を調査しながら、小赤川橋の崩落現場に着き、流木の多さと橋の崩落を見て唾然としました。ここが通れるようになるのにどれぐらいかかるのだろう、住民の方々の生活はどうなるのだろうと心が痛みました。生産施設の被害や小目名地区の被害も見てきました。災害翌日の11日午後からは、国会議員と小赤川橋崩落現場を調査し、下北地域県民局への要望もして、もしかかラインを通過して風間浦村長とも懇談してきました。今まで見たこともない大きな災害現場を目の当たりにして呆然としたというのが実感でした。翌週の8月19日、20日も国会議員2人とともに、むつ市をはじめ自治体と懇談したり、各団体との懇談をしたり、生産施設の調査もしながら実情を聞きました。そこで、以下4点について質問いたします。

1点目、住宅被害の全容について伺います。

2点目、ライフラインの被害状況と現状、今後の対応について伺います。

3点目、施設等への被害状況と現状、今後の対応について伺います。

4点目、道路、山林、河川等の被害状況と現状、

今後の対応について伺います。

2つ目は、中学校の校則についての質問をします。全国的に校則問題がクローズアップされています。下着の色や髪型など、人権やプライバシーに関わる校則見直しが全国で進む中、文部科学省は6月8日付で児童・生徒の実情や保護者考え方などを踏まえて、校則を絶えず積極的に見直すよう求める通知を全国の教育委員会に出しました。考慮すべき点として、地域の状況、社会の常識、時代の進展を挙げています。

通知では、校則は学校が教育目標を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものとし、内容や必要について児童・生徒、保護者との共通理解を持つようにすることが重要だと指摘し、校則の見直しに児童・生徒が参加することによって校則への理解が深まり、主体性を培ったりする機会にもなるとしています。

私が直接聞いた経験では、「地毛が赤いのに髪の色が茶色いと何度も指導されたり、姉より身長が高い妹が、スカートのお下がりをはいて登校していったら、服装検査で床に膝をついたらスカートが床につかないということで、スカートを替えるように指導をされたりしたことがあります」。新しく買わなければならなくなったわけです。お下がりをはくということ自体は、私は誉められるべきことだと思っていますし、子供たちに事情や理由をしっかりと聞くことが指導の基本だと思います。

東京都教育委員会は、生徒の頭髪の色や髪型、下着の色などを定めた校則について、生徒や保護者、地域の人たちの意見を踏まえ、年内に見直すよう都立高校に通知しました。また、一般社団法人日本若者協議会は、校則は生徒を縛るためでなく、自由や人権を保障するためにあるとの前提に立った見直しのガイドライン案を作成しました。特定の制服や髪型、髪色を強制することは認めら

れない、多様な人々の個性を尊重して合理的な配慮をすることや、校則をホームページで公開することなどを求めています。当事者からの声として尊重されるべきものだと思っています。

そこで、令和3年6月8日付で文部科学省から事務連絡があった「校則の見直し等に関する取組事例について」を教育委員会として各学校にどのように通知し、各学校での取組がどうであったのか、また市教育委員会としては今後どのように取り組んでいこうとしているのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

豪雨災害についてのご質問の1点目から4点目までにつきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、9月29日現在における住宅の被害件数につきましては、全壊が7件、大規模半壊が6件、中規模半壊が7件、半壊が45件、準半壊に至らない一部損壊が274件で、合計で339件となっております。

次に、ライフラインのうち、電気につきましては、葉研地区で63戸、下北自然の家や介護老人福祉施設を含む赤川村地区で99戸の停電が発生しましたが、翌日以降、順次解消し、8月16日には葉研地区の停電が全戸解消、17日には赤川村地区の停電が全戸解消しております。

水道につきましては、介護老人福祉施設を含む赤川地区で30戸の断水が発生しましたが、8月14日には仮応急工事が完了し、20日には赤川村地区の住家及び介護老人福祉施設の断水が解消しております。

また、介護老人福祉施設の水道管は9月17日に完全復旧しております。

NTT回線につきましては、薬研地区、赤川村地区などで通信不能の区間が発生しておりましたが、8月16日に薬研地区を除く全地区で復旧が完了し、24日には薬研地区でも復旧が完了しております。

次に、施設につきましては、市が所管する公共施設への被害はありませんでしたが、民間施設のビニールハウスの冠水及び全損15件をはじめ、生産施設の土砂流入が2件、店舗、事務所への泥水流入などが38件程度と把握しております。

今後の対応といたしましては、現在も復旧復興作業に尽力している施設もございますことから、引き続き市で可能な支援の検討を進めてまいります。

次に、道路、山林、河川についてであります。道路につきましては、市所管の道路における冠水等の被害が15件、県管轄では道路被害が5件及び橋りょう被害が1件発生しておりますが、市道釜臥山恐山線及び国道279号赤川橋を除いて復旧がおおむね完了しております。

山林につきましては、林地被害が7件、治山施設の被害が1件、通行不能な林道が約33件発生しましたが、林道に関しまして、うち3件が修繕済みとなっております。

河川につきましては、市管轄の河川に氾濫等の被害が18件発生しましたが、被害が大きい8河川を除いて復旧等の措置は完了しております。

今後の対応といたしましては、現在被災箇所調査測量を実施しているところであり、引き続き早期復旧に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤武議員の中学校の校則についてのご質問にお答えいたします。

まず、文部科学省から令和3年6月8日付で発

出されました事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例について」につきましては、青森県教育委員会から管内小・中学校への通知依頼を受け、6月14日付で市内各小・中学校へ文書にて通知しております。この通知を受けて校則の見直しをした学校についてはないものと認識しておりますが、各学校ではこれまでも生徒や学校の実情、社会環境の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを図っております。

見直しに当たっては、生徒の多様性や人権に十分配慮しつつ、生徒会活動や学級活動等で話し合い、自らの学校生活を見詰め直すことで規範意識や主体性を醸成していくことが重要であると考えております。

また、必要に応じて学校運営協議会等の場を活用し、保護者や地域住民の皆様の意見を取り入れ、丁寧に対応していただくよう各学校をお願いしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 市長も教育長も大変簡潔に分かりやすく答弁いただきまして、ありがとうございます。概略が私にも大体分かりましたので、大変ありがたいなと思っています。

再質問については、市が直接関わるところを中心にしていきたいと思っております。山林とか河川とか道路とかというのは、なかなか市の権限の届かない部分が多いので、市が直接関わられる部分を再質問したいと思っております。

罹災証明書の交付数が何件あるか教えていただきたいのですが。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

罹災証明書の交付件数は、現時点で85件となっております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ありがとうございます。先ほど市長の答弁で、調査した中で333件の被害があったということなのですが、恐らくそのほかにも小さい被害があって、事前にいただいた調査票によると、かなりの数がある。450近くあるのではないかとされているのですが、そのうちの85件しか今罹災証明書が発行されていないということなので、いろいろ市民に伺ってみますと、高齢者宅とか不在者、外に何らかの用事で出られている方、罹災証明書がないと、本来各種の支援が受けられないことを知らないという方もいらっしゃいます。このような市民に対しても、申請していただくことが大切だと思うのですが、その対策についてどのようにお考えか。また、先の見えないことが不安であるということが聞かれます。ですから、被災から支援措置の活用までの流れも周知していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

罹災証明書を取得することによって受けられる支援策といたしましては、例えば市税の減免、住宅の応急修理、公営住宅への入居、災害援護資金の貸付制度などの活用があります。これらの支援策を活用するためには、市役所本庁舎及び大畑庁舎の窓口において申請をしていただく必要がありますことから、まずはお近くの大畑庁舎窓口にご相談いただきたいと思っております。

なお、水道料金、下水道使用料の減免につきましては、罹災証明書の交付対象で上下水道を使用している建物に対し、申請なしで減免措置を実施することとしております。

次に、罹災証明書の取得を促進するための対策といたしましては、9月1日から7日まで、1週間下北自然の家と大畑の公民館において相談窓口を開設しております。また、この期間、防災行政

無線により相談窓口の開設をすることや罹災証明書の取得についての広報をしたところでございます。

また、9月10日から14日までにおいて、罹災証明書の発行対象となる全ての建物に罹災証明書発行についてのお知らせと交付申請書を配付させていただきます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 市のほうでも大分頑張って、1件1件訪問して努力されていること、大変感謝申し上げます。まだまだ罹災証明書が交付されていない方もいらっしゃる、知らない方もいらっしゃると思いますので、ぜひそこは進めていただきたいと思っております。

あと申請書についてですが、写真添付は不要という案内を市のほうで出していますが、既に改修したりしている被災者もおられると思っております。そういう場合の対処はどういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

罹災証明書の交付申請につきましては、被害の状況が分かる写真を必要書類として提出をお願いしているところではございますが、修繕が完了し、被害状況が分かる写真がなかったとしても、修繕に要した費用の領収書などでも申請を受け付けするなど、被災された方の生活の支援を念頭に柔軟に対応するところでございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ぜひそこら辺は柔軟に対処していただきたいと思っております。

次に、災害対策基本法の中、第90条の2第1項の中で住家の被害、災害対策基本法は主に住家の被害ですので、その他当該市町村長が定める種類の被害、これ裁量があるわけです。これには何が

含まれるかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

住家以外の被害状況調査対象となる建物といたしましては、住家に付随する小屋、倉庫、店舗などが挙げられます。なお、調査対象とならない建物といたしましては、ビニールハウス、建て置きプレハブや物置などがございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。これもなかなかふだんの生活の中では分からないことなので、お伺いしました。

あと、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、罹災届出証明書の交付数はありますか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、罹災証明書は住家等における被害の程度を市が調査の上証明するものであることに対し、罹災届出証明書は一般的に罹災を受けたという事実を証明するものであります。現在市では、罹災証明書と罹災届出証明書を兼ねた様式を用いておりますことから、罹災届出証明書は発行していませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 罹災証明書で兼ねているという理解でよろしいですね。大変いいことだと思います。

次に、市独自の支援対策はどういうふうを考えているのか。義援金や寄附金等を寄せられていると思いますので、今後の活用方針等が決まっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、市独自の支援対策といたしましては、例えば市税の減免につきましては、床上浸水被害を

受けた建物を中心に個別相談を実施した上で対応することとしております。また、先ほども申しましたけれども、水道料金、下水道使用料の減免につきましては、罹災証明書の交付対象で上下水道を使用している建物に対して、申請なしで減免措置を講ずることとしております。

そのほか、義援金、寄附金の利用方法については、現在検討中でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） よく分かりました。義援金、寄附金等は、これからもまだ寄せられる可能性があるところなので、これから考えていただければいいのかなとは思っています。

窓口を設けているということを私は知っていますが、窓口業務を大畑庁舎で恐らくやっていると考えるのですが、その期限が切れていますが、一応特別設定している期限が。この点についてはどういうふうにお考えになっているのか。

あと、罹災証明書発行が罹災後2か月を基本とするというふうにされていますけれども、これも自治体に裁量権があります。ですから、この点についても一緒にお答え願えれば助かります。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

被災者相談窓口は、先ほども申しましたけれども、9月1日から7日まで下北自然の家、大畑公民館、大畑庁舎のいずれかの施設で開設しております。この後9月7日以降におきましても、大畑庁舎で随時相談を受け付けております。相談に関する期限は、特に設けてございませんので、いつでもお気軽にご相談いただきたいと思います。お願いします。

また、罹災証明書の発行につきましても、2か月間という期限は設けておりません。申請期間はございませんので、いつでも申請が可能な状況に

あります。ただし、各種補償や支援を受けるためには、期限があるものもございますので、お早目に申請をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 申請して発行する期限は一応設けていないということで、支援の中身によっては期限があるのは当然だと思いますので、どうもありがとうございました。

あと、住家以外の補償というのは、私の認識では適用されないと思っているのですが、これについてはどういうふうになるかお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

住家以外の補償につきましては、現時点でお示しできるものがございませんが、今後も各種制度の調査を進め、活用可能な制度が確認できれば、その都度広報してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 佐藤議員に申し上げます。

申合せ時間となりますので、よろしく願いをいたします。1 番。

○1 番（佐藤 武） 流木についてちょっと伺いたと思ったのですが、森林組合等と懇談した際に、山を流れ下った流木等についてはなかなか再利用が難しいと。用材としても無理だというふうな話がありましたので、これは多分そのとおりでろうと思っています。それでもかなりの量の流木が発生しておりますので、今後の利活用を考えていただければと思います。

あと最後ですが、住家以外の補償等、先ほども触れられましたが、法律の網の目からどうしても落ちこぼれないようにしていただきたい。何とか補償していただきたい。そういう制度を見つけますという先ほどの答弁がありましたので、ぜひそこを市のほうで実施し、見つけていただいて、被

災者を一人も取り残さないように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、最後に最後にと2回ですが、教育長の答弁に対してですが、再質問ではないです。今問題になっているのは、子供の人権を守ることと、子どもの権利条約にもうたわれている意見表明権を酌み尽くすことに重点が置かれているということが特徴です。ですから、文部科学省が指摘しているように、児童・生徒、保護者の考えや意見を踏まえ、絶えず積極的に見直しを継続していくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎野中貴健議員

○議長（大瀧次男） 次は、野中貴健議員の登壇を求めます。5 番野中貴健議員。

（5 番 野中貴健議員登壇）

○5 番（野中貴健） おはようございます。5 番、市誠クラブの野中貴健でございます。通告に従いまして、1 項目4 点の質問をさせていただきます。市長並びに理事者各位におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

今回は、8 月9 日から10 日にかけて起きた豪雨災害について質問いたします。

まず初めに、むつ市・風間浦村豪雨災害において被害を受けた方々に心からお見舞い申し上げま

す。あれだけの災害にもかかわらず、人的被害がなかったことは不幸中の幸いでしたが、慣れない避難所生活や泥の片づけなど、どれほど大変な思いをなさっていることかと気遣われてなりません。大畑地区などの特に大きな被害に遭われたところは、まだまだ元の生活に戻るには時間が必要ですが、一日でも早く復興できる日が訪れることを願っております。

また、このたびの災害に対し、市当局や関係機関及び関係団体、そしてたくさんのボランティアの方々の迅速な対応のおかげで復旧し、復興に向けて進んでいることに対し、改めて感謝申し上げます。特にむつ市役所大畑庁舎職員は、通常業務に加え、大畑地区でのワクチン集団接種、災害対応と、休日返上、昼夜を問わずの激務で大変だったと思います。まだまだ災害対応に追われますが、むつ市一丸となつての復旧、そして復興をお祈りいたします。

それでは、早速令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害の対応と今後の対策について質問いたします。さきの同僚議員の質問でもありましたので、一部重複するところもありますが、よろしく願いいたします。

1点目の質問として、災害ボランティアについてお伺いいたします。今回の災害で数多くの生産施設や店舗、事業所、そして家屋への泥水流入などの被害に遭い、多くの住民が泥出しや家財道具の片づけ作業に追われましたが、高齢者や独り暮らし、体の不自由な方にとっては大変厳しい作業になりました。このようなときは、ボランティアは必要不可欠で、市では災害発生から数日後にボランティアセンターの設置とむつ市社会福祉協議会への委託でボランティアの募集を開始しております。

ボランティア活動には、職業を問わず、大変ありがたいことにたくさんの方が、まさにオール

下北で参加してくれておりました。

そこで、私もボランティアに参加した一人として、実際に現場で感じたこととして、①、行政とむつ市社会福祉協議会との連携はスムーズであったのかです。災害発生から被害状況把握後のボランティアセンター設置、委託までの流れ、被災者がボランティアをお願いする際の窓口はどちらになるのか。ボランティア活動の作業結果、引継ぎなどの報告はしっかりできていたのかお伺いいたします。

②、ボランティア当日の作業中止の周知方法はどうかであったか。例えば天候不良や、ボランティア先の都合により、急遽作業中止になった場合の連絡体制ですが、実際私は当日にボランティアセンターに行った際、中止と言われたこともあったので、その辺りをお伺いいたします。

続いて、2点目の質問、災害当日の防災行政無線の放送が聞こえない状況にあったが、今後の対応をどのように考えるかについてですが、来年秋の新方式の防災行政無線の設置を踏まえての質問をいたします。

今回のような豪雨では、難聴区域以外でもほとんど聞こえない、放送があったかも分からない状況に加え、朝の早い時間帯のため、スマートフォンなどの電子メールにも気づかない状況に陥りました。このような場合の対応として、二次災害の危険を考慮しながら、市の広報車のほかにも警戒に当たっている消防車両などでの呼びかけも有効だったのではないかと感じています。

前日からの警報発令から小赤川橋崩落まで、防災かまふせメールで約20件の通知が届いてはいましたが、注意はしていても状況の変化に気づけなかった場合の今後の対応についてお伺いいたします。

3点目の質問、避難所として使用した施設での課題や問題点はなかったかですが、今回は主に大

畑小学校体育館の避難所についてお聞きします。まずは、多目的トイレの必要性です。避難者には、多くの高齢者や足の不自由な方もいます。大畑小学校校内に多目的トイレはありますが、遠い場所にあるとともに、校内に入る状況になります。夏休み中で休校していたので、児童はいませんが、セキュリティの面でどうなのかと気になったことと、夏休み終了に合わせて老朽化が著しい大畑公民館へ避難所が移設されたことにも疑問を持ちました。移設後の避難者が数名だったとはいえ、今後も同様の対応になるのかお伺いいたします。

4点目の質問として、今後の流木・倒木に対する対応についてですが、そもそも原因は何だったのか。強い雨で川が増水して倒木、あるいは山が崩れて発生したのかかもしれませんが、40年近く沿岸部に住んでいて、台風や豪雨も何度も経験しましたが、これほどの流木、しかも大木が海岸沿いに打ち上げられたのは見たことがありません。それほどの豪雨だったのかかもしれませんが、1つ気になる点があります。その流木の中には、根元から人工的に切断されているものも含まれており、山で伐採し、放置された木が流されたと思えないからです。その辺も含めて、まだ調査中だとは思いますが、現在分かっている範囲で、その原因と今後の対応をお聞きします。

以上、令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害の対応・対策について、4点お伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害の対応・対策についてのご質問の1点目、災

害ボランティアについてお答えいたします。このたびの豪雨災害により浸水被害を受けた市民の生活復旧支援を目的として、市では災害ボランティアセンターをむつ市社会福祉協議会に委託して立ち上げております。市民ボランティアに関しては、コロナ禍でもありますので、地域を限定し、市内、下北郡内の方、地域の企業の方々にお声がけし、募集、登録を行いました。天候悪化等による作業中止に関しては、あらかじめ連絡先を登録いただいていることから、社会福祉協議会からの広報のみで、市からの広報はいたしていません。

これまで市民ボランティアに登録していただいた方は、9月30日現在では442名となっており、多くの市民の皆様のご協力を得て、支援を申込みされた34世帯の方の復旧活動を継続することができました。

次に、情報や相談の窓口ですが、ボランティアセンターでも大畑庁舎でもお近くの関係者にご相談いただければ、それぞれの担当へつないでおります。また、ボランティアセンターから活動報告も随時行われておりましたので、連携はスムーズであったと考えております。

このたびの活動を踏まえて、市民ボランティアの皆様のお力を最大限生かし、よりよい取組になるよう今後も検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、防災行政無線についてお答えいたします。防災行政無線は、屋外スピーカー方式のため、屋内での聴取や、風や雨といった自然条件によっては聞こえないという難点があることから、まずはテレビ、ラジオ、また市では災害に関連した情報は防災行政無線のほか、ホームページ、防災かまふせメールに加え、LINE、ツイッター、フェイスブック等の各種SNSを活用し、情報発信しておりますので、事前に気象状況等をご確認いただきたいと考えております。

先般豪雨災害の際には、夜間等の暗い中での避難は危険が伴い、かえって混乱を招くという観点から、降雨の状況、気象庁等が発する情報や市内の河川の状況等を把握した上で、夜が明けて周囲を確認できる時間帯に避難指示等を発令いたしました。今後どうしても夜間に避難指示等を発令しなければならない事態が発生した場合には、消防団による避難の呼びかけや避難の補助を含めあらゆる手段を活用し、市民の皆様へ情報を伝達してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、避難所での課題や問題点についてであります。避難所は平時においてはそれぞれの目的のために使用される施設でありますことから、現時点では大畑小学校の多目的トイレの整備を含め、避難所としての利用を前提としたハード面の整備については考えておりません。

また、大規模災害の発生等、避難所の開設が長期間にわたる場合には、その時々の被害の状況、避難者の数、近隣の避難所等の状況や施設そのものの機能の再開の必要性を総合的に判断し、代替施設への移設を検討することになるものと考えております。

次に、ご質問の4点目、今後の流木・倒木に対する対策につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ご質問の4点目、今後の流木・倒木に対する対策についてお答えいたします。

倒木や流木が発生した原因につきましては、当該地域に発生した24時間で350ミリメートルを超える集中豪雨により森林の保水能力を超えたことから、林地崩壊が発生したことによるものと考えており、それ以外の要因につきましては確認され

ておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。1点目から順番に再質問させていただきます。

まずは、災害ボランティアについてですが、ボランティアの人数が442名と大変多くの方が参加していただいたことに感謝申し上げます。この人数は、ボランティアセンターで扱った人数だと思えますけれども、それによろしかったでしょうか、お聞きします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

市民ボランティアに関しては、442名ということですが、経済部が募集した各生産施設への支援というところでは、こちらでは捉えておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 先ほど答弁もらいましたけれども、生産施設のイチゴハウスやニジマスなどの養殖施設も合わせると、恐らくですけれども、1,000人以上の方がボランティアとして参加したと思いますので、改めてこの場をお借りし、感謝申し上げます。

先ほども聞いたのですけれども、確認の意味で、ボランティア作業に入る前の被害状況の写真は撮っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。罹災証明書、先ほどの質問にもあったのですけれども、罹災証明書の発行で、たしか現状の写真とか必要だったと思いますけれども、そちらの確認もお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

むつ市災害ボランティアセンターの活動では、罹災証明書用として、被災家屋の片づけ作業前と作業終了後の写真による記録を行っておりますの

で、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ありがとうございます。

それでは、中止などの周知のほうなのですけれども、ボランティア先の都合で急に作業ができなかった場合の対応で、例えば先ほどありましたけれども、むつ市のフェイスブック、ツイッター、LINEなどのSNSも活用できないものかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

ボランティアセンターでは、依頼者との打合せにより活動日程及び内容を決めておりますが、依頼者の都合により活動が中止となった場合、事前に参加登録されているボランティアの方々については、派遣先を変更することにより対応しております。

ただ、この被災者の生活支援に関していただける貴重な機会と捉えておりますので、様々な方法でご対応いただけるよう、いろいろ続けてきたところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 私当日行ってキャンセルといいますが、ボランティアセンターのすぐ裏に家がありますので、スポットで行ったものですから、事前に私には来なかったのですけれども、そういう、例えばですけれども、不測の事態に備えて予備の作業も、当時まだまだ作業があったと思うのですけれども、確保しておけば、せっかくボランティアに、私みたいにスポット参戦で駆けつけた方も中止で帰ることもなく作業できると思いますけれども、その辺のところをどう考えているのか、1点お聞きします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えします。

当日参加されるという方も何名かおられたというところですが、このたびの豪雨災害では、コロナ禍であったため、地域を限定して募集しておりました。広く募集することが可能な状況であれば、市のフェイスブック等でも、ツイッター等でも、SNSを活用していきながら広報できたとは考えております。

今後様々な突然の参加ということもありますので、そういう作業内容ももう少し検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 分かりました。ぜひそのように検討していただければと思います。

今は、むつ市社会福祉協議会の皆さんにも、大変お疲れさまでしたと申し上げます。8月16日から募集を開始し、9月14日、約1か月間のボランティアニーズに対する活動が終了いたしました。ノウハウがあるとはいえ、多分初めての実践だったのではないかと思います。感染症対策を講じての運営と連日の猛暑の中での運営でしたが、今回の経験を生かし、次があっては困るのですが、万が一のために生かしてもらえたらと思います。

続きまして、2点目の防災行政無線の放送が聞こえない状況にあったが、今後の対応をどのように考えるかですが、令和4年11月を期限にアナログ式防災行政無線が使用できなくなり、新たな防災行政無線を設置する計画ですが、主に津波、高潮などの対応のため、沿岸部を中心に整備する予定ですが、今回のような川の水の増水、土砂の流出など、山間部にも必要だと考えますが、このことに対し、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

大雨等の災害の際には、屋外の放送が聞こえな

い可能性が高いことから、まず防災かまふせメールや各種SNS、またテレビ、ラジオ等により情報収集していただき、早めの避難をお願いしたいと考えております。

また、新たな防災情報伝達手段は、いち早く逃げる必要がある地震に伴う津波を想定して、主に沿岸部に屋外スピーカーを整備いたしますが、必要に応じて防災ラジオ等の導入を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 分かりました。放送が聞こえにくい場合にですけれども、テレフォンガイドサービスというのがあります。放送時だけ、放送がかかっている最中だけ利用できるのか、それとも防災行政無線の放送後でも一定の時間利用できるのか、ちょっとこの辺の時間が曖昧なような気がするのですけれども、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

テレフォンガイドサービスは、防災行政無線で放送した内容を各庁舎にあるテレフォンガイド用の機材に録音することにより、放送後に一定の時間、電話で確認できるサービスとなっております。しかしながら、平日の時間外や休日は消防署が放送を行っており、テレフォンガイド用の機材に録音ができないため、これらの時間に放送された内容はテレフォンガイドで確認することはできない状況にあります。

防災行政無線の放送内容につきましては、テレフォンガイドのほか、防災かまふせメールやむつ市公式LINEでも放送と同時に発信しておりますことから、これらのサービスも併せて活用していただきたいと存じます。

また、テレフォンガイドの周知につきましては、

これまで広報むつや市のホームページ、出前講座等を活用して周知を図ってまいりましたが、さらなる周知に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 今回の災害でいろいろ町なか歩いて聞いたのですけれども、災害ではほとんどの市民の方がこのテレフォンガイドサービスというのを知らなかったです。ですので、今部長からも答弁いただきましたけれども、もう一度周知をお願いしたいと思います。

続きまして、3点目の避難所として使用した施設での課題や問題点はなかったかについてですが、大畑小学校体育館避難所なのですけれども、そちらのレイアウト、当日私も行って見てきたのですけれども、ステージに向かって左側に簡易ベッドが置かれていました。その左側の外は道路の下になっていて、崖になっているのです。当時道路からの水がゴーゴーと流れていまして、それを見て、それが適切な配置なのか、非常に疑問に感じました。避難所の周りを確認したレイアウトが望ましいと考えますが、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

避難所の開設に当たっては、まず災害種別に応じ、被害が受けることがないと考えられる避難所を選定しております。開設した避難所では、避難者の安全安心も考慮し、例えば新型コロナウイルス感染症対策を講じております。野中議員ご指摘のように、施設周辺の状況を踏まえた避難所ごとのレイアウトも今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 避難所のほうは、もう一点なのですけれども、大畑庁舎の防災倉庫は現在職員

の駐車場に設置しております。災害当日に倉庫の床下まで水かさが上がっていました。倉庫の中には、災害時に必要な物品、食料などが備蓄されています。洪水などの浸水はもとより、津波にも対応できる場所が適切だと思いますが、今後の対応をお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

防災倉庫につきましては、今回の豪雨に伴う車庫内への水の浸入はありませんでしたが、この場所は津波や洪水による浸水が想定されている地域でもありますことから、避難所への備蓄品の配備など、被害を受けにくい場所での配備などについて、今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 恐らく今庁舎の前を工事していて、仮置き状況だと思いますけれども、研究と言わず、今後のためにもぜひ検討していただきたいと思います。

最後になります。4点目の今後の流木・倒木に対する対応についてですが、海岸沿いや川に流された流木などは、現在旧大畑高校に設置されていて、相当なトン数であろうと予測はつきます。流木を見ますと、ほとんどがヒバだと思えますが、今後の再利用、有効活用ができないかと考えます。例えばふるさと納税の返礼品や今回の災害に対し、たくさんの寄附やお見舞金をいただいた方へヒバを活用したものを作り、お礼の品として届けるといいのではと考えますが、もし検討していることがあればお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

流木の処理でありますけれども、青森県と連携を図りながら、再利用を含めた適正かつ効果的な処理方法について、現在協議、検討を進めている

ところでございます。その協議の中でふるさと納税返礼品等の利用という部分につきましても検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひそのような形で、今ちまたではホタテ水着とともに、むつ市のふるさと納税の返礼品としてトレンド入りできるような品ができることを期待しています。

最後に、一昨日未明から昨日の夜にかけて、東北、九州、関東で相次いで震度4から5の地震が発生しており、災害がいつ起こるか分からない状況です。このたびの災害で得た教訓を生かして、これからも災害に強いむつ市をつくっていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第249回定例会において一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭、前向きなご

答弁をお願いいたします。

さて、私が党籍を有する自由民主党は、政権政党として国家国民に大きな責任を有しております。今月4日の臨時国会において誕生した岸田文雄新首相には、来る衆議院議員総選挙においても勝利し、一日も早くコロナ禍を収束させるとともに、経済を安定させ、安寧な国民生活を取り戻していただくことを期待してやみません。

さらには、波高き極東情勢において、日本の安全保障万全ならしめる体制づくりにも専心努力を惜しまず、国家百年の礎を確立する、そんな政権の誕生を切望するものであります。

さて、今回の一般質問、コロナ禍において時間の制約もあることから、1項目のみ4点の質問とさせていただきます。

質問事項は、「むつ市・風間浦村豪雨災害」の検証についてであります。まず、今回の議会では、豪雨災害に関する一般質問を取り上げた議員は、私を含め5人であり、ふくそうする質問もあろうかと思いますが、それだけ関心の高い事件ということでご容赦を願います。

8月9日から10日にかけて、むつ市、風間浦村を中心に局地的な集中豪雨が見舞い、下北半島の大動脈、生命線としての国道279号が大小河川の氾濫、橋の崩落、土砂崩れ等によって交通途絶を来し、地域住民の生活は著しく脅かされました。このことで下北半島の道路網の脆弱さが改めて指摘されております。幸いにして、初動からむつ市災害対策本部及び各種関係機関等が迅速、適切に対応していただいたことで、被害が人命に累を及ぼしていないことは特筆に値するところであります。特に「しもきた国土交通三日橋」に象徴されるように、初動の対応、復興復旧作業が思いのほか整々と早いペースで進んでいることは、むつ市及びむつ市民が日頃より危機管理に対する思いを共有している証左であり、大規模ワクチン接種と

の二正面作戦を遂行しながら対応してくれた市職員及び多くの関係者、ボランティアの方々の献身的な救援、支援活動に対し、改めて深甚なる敬意と感謝を申し述べたいと思います。

今、日本は、地球温暖化の影響からか、間断なく襲いかかる台風と同時に生起する線状降水帯等の局地的豪雨に見舞われることが多く、日本列島は亜熱帯化しているとの指摘もあります。今回のむつ市・風間浦村豪雨災害に類する自然災害は、今後とも頻繁に襲来することを覚悟しなければなりません。これらの認識に立ち、次の4点につき検証させていただきます。

1点目、この度の豪雨災害に際し、初動の対応として市長はどのような心構えで臨んだか。

2点目、むつ市の災害対策本部体制はスムーズに機能したか。また、国、県、自衛隊及び消防等関係機関等との連携において、齟齬はなかったか。

3点目、下北半島の基幹道路・大動脈である国道279号線が寸断されたことで、下北半島の脆弱な道路網が浮き彫りとなった。国土強靱化の観点からも抜本的対策が必要と考えるが、今後どのように取り組むか。

4点目、災害当初、現場は断水状態となった。生活水は電気と共に市民生活にとって最も重要なライフラインの一つである。災害等に対応するむつ市の給水体制及び給水施設の安全確保は、どのように配慮されているか。

以上、1項目4点についてお尋ねいたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きした上で、再質問等で確認させていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

「むつ市・風間浦村豪雨災害」の検証についてのご質問の1点目、このたびの豪雨災害に対し、

初動の対応としてどのような心構えで臨んだのかについてであります。私は発災当初から2つのことを心がけておりました。1つは、人命最優先です。これは、全てのことに於いて人命が最優先され、そこに人的、物的資源が集中するよう取り組むという姿勢であります。

もう一つは、現場優先です。これは、現場職員からの報告、現場の状況の映像資料、現場への視察を繰り返し行い、現場での判断を最優先として、即断即決で優先順位をつけていくという趣旨であります。

次に、ご質問の2点目、むつ市の災害対策本部体制はスムーズに機能したかについてお答えいたします。国、県、自衛隊及び消防等関係機関との連携において、齟齬はなかったかについてであります。市役所内の部局間、市内関係機関との連絡調整、消防との連携、発災当初から参加していただいた東北電力等民間機関を含めた他機関との関係については、おおむねスムーズに機能いたしました。当然市の部局間でも反省すべき点はあったと思いますが、おおむねスムーズに機能したと考えています。

一方で、県との連携には大変課題が残る結果となっております。とりわけ初動態勢においては、スムーズとは言えない状況がありましたので、今後しっかりと今回の状況を検証して、次の災害に備えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この県、それから自衛隊の派遣要請における状況につきましては、担当部長等から具体的な説明をさせていただきます。

続きまして、ご質問の3点目、下北半島の基幹道路・大動脈である国道279号線が寸断されたことで、下北半島の脆弱な道路網が浮き彫りとなった、国土強靱化の観点からも抜本的対策が必要と考えるが、今後、どのように取り組むのかについて

てお答えいたします。

赤羽前国土交通大臣が9月19日の現地視察後に記者からの取材を受け、このようにおっしゃっていただいています。国道279号は、下北半島の生命線とも言うべき大動脈、まさに命をつなぐ橋、命をつなぐ道路ということで、本格復旧について、国土交通省として前向きに検討させていただくと発言をしていただきました。まず私たち下北として、この道路の位置づけを改めて明快にし、その上で県や国にその必要性を粘り強く訴えていくことが改めて必要と感じております。

これに加えて国道279号の整備については、今回の被災をきっかけに大きな政治のうねりとなるように、浅利議員をはじめ議員の皆様とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

（村田 尚公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（村田 尚） まず初めに、このたびの災害により被災されました市民の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早くこれまでの日常生活を取り戻せますようお祈り申し上げます。

それでは、浅利議員のご質問にお答えいたします。「むつ市・風間浦村豪雨災害」の検証についてのご質問の4点目、災害等に対応するむつ市の給水体制及び施設の安全確保はどのように配慮されているかについてお答えいたします。災害時の給水体制につきましては、むつ市地域防災計画に基づき、災害時初動体制マニュアルを作成しているほか、水道事業独自の地震、風水害、災害対策マニュアルを作成して、災害時に迅速な対応ができるよう努めております。

応急給水等の必要な設備、資機材等につきましては、第二田名部小学校の校庭地下に容量100立方メートルの緊急貯水槽を設置し、緊急時の応急

給水拠点となるよう備えているほか、加圧式給水車2台、可搬式給水タンク4基、組立て式給水タンク6基、緊急用給水栓3基、非常用給水袋約1万2,000枚を備蓄し、災害時の応急給水活動が迅速に行える体制を構築しております。

今回の災害時には、赤川村地区において、仮設応急給水管の設置や加圧式給水車等による給水活動を行ったほか、風間浦村下風呂地区では組立て式給水タンク6基を設置し、給水支援活動を行ったところであります。

次に、施設の安全確保についてどのように配慮されているかについてお答えいたします。施設の安全確保につきましては、地震時において配水管破損による水道水の流出を防止するため、配水池への緊急遮断弁の設置や、老朽管の更新時に耐震性のある継ぎ手の水道管への布設替えを行っております。また、東日本大震災の際に停電による給水停止となる事態が発生したことから、危機管理対策として、非常用発電設備の新設や更新を計画的に実施しております。

現在水道ビジョン2018に基づき各種施設の老朽化対策等を行っているところであり、中長期的な事業計画の中で、より災害に強い水道を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 「むつ市・風間浦村豪雨災害」の検証についてのご質問の2点目、国、県、自衛隊及び消防等関係機関との連携において、齟齬はなかったかに関し、自衛隊の派遣要請の状況等についてお答えいたします。

昨日の佐賀議員への市長からの答弁でもありましたように、災害派遣要請が自衛隊側に伝わっていなかったことにつきましては、大変支障が生じていました。私のほうからは、どのようなやり取りがあったかについてお伝えいたします。

県への派遣要請の連絡については、朝から晩まで県の担当者には何度も行わせましたが、達成されませんでした。あまりにも伝わりませんでしたので、担当者だけではなく、複数のラインで行いました。初日10日は、担当同士で電話でやり取りをし、それでらちが明かなかったため、11日は担当が電話とメールでやり取りをし、その上で防災安全課長から県の危機管理課長へ、副市長から危機管理局长へ連絡をしておりましたが、それでも一向に改善しない状況でありました。

状況が改善いたしたのは、市長から海上自衛隊大湊地方総監に連絡して、海上自衛隊と陸上自衛隊とのホットラインで連絡を取り合っていた12日の夜以降、具体的には13日からということになります。また、副知事がこちらに視察された際に、市長から現場の状況を伝え、強くこれらの要請をして、ようやく県からのリエゾンも来て初動の対応が始まったという状況であります。このことについての具体的な支障については、防災安全課長から答弁させます。

○議長（大瀧次男） 防災安全課長。

○総務部防災安全課長（古屋敷 均） 具体的な支障についてであります。8月10日夜に自衛隊が災害派遣要請をされたタイミングでは、むつ市といたしましても自衛隊派遣の要請をしておりました。一方で、その要請は自衛隊には入っておらず、風間浦村の要請としてのみ下北に部隊が向かっていました。この部隊からの連絡で、物資が何も無い状況、つまりトラックが空で下北に向かっている。この話から急遽陸上自衛隊から本部に派遣されている自衛艦のリエゾンからございました。私たちといたしましては、この時点ではむつ市としても派遣要請を行っているつもりでございましたので、かなりの戸惑いを感じながらも、物資を搬入できる準備を市役所庁舎の開放エリアで整えてお

りましたが、到着直前にそうした対応は下北地域
県民局で行うため不要であるとの連絡があり、か
なり混乱をいたしました。

こちらでは、物資の選定や搬入準備、搬入場所
の選定などを行っており、市災害対策本部では、
この作戦を実行するために多くの時間が割かれる
こととなりました。こうしたことは、県からリエ
ゾンが派遣されていれば起こり得ない混乱であ
り、いかに初動での参集が必要であるかというこ
とを理解していただける事例だと考えておりま
す。

自衛隊への派遣要請が行われない事実がどのよ
うに現場で支障があったかということについてで
ありますが、まず第1に、物資搬入の拠点であり
ました下北自然の家では、自衛隊は風間浦村の物
資については搬入搬出は行うが、むつ市のものは
行わないと明確に言われ、この部分は市職員で対
応せざるを得ませんでした。また、現場を指揮し
ていた消防署員からは、派遣されている自衛隊か
らは、むつ市からの災害派遣要請は受けていない
ので、透析患者には触ることができないというこ
とを言われたとも報告を受けております。

なお、市災害対策本部に参集していた陸上自衛
隊のリエゾンの方には、このことを繰り返し伝え
ておりましたが、法的には県からの要請が自衛隊
派遣の要件となるということを伝えられておりま
したので、そのこともあり、県のほうに何度も繰
り返し要請していたことを申し添えます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。順
番に再質問させていただきます。

1点目の初動の対応として市長はどのような心
構えで臨んだかについてでありますけれども、
1,000年に1度の大雨という未曾有の災害に際し、
適切果敢に陣頭指揮を取ってくれた宮下市長に改

めて感謝と敬意を申し述べたいと思います。

すべからく先頭に立つ者の唯一の資質は、方針、
指示、命令等が一定し、ぶれないことであります。
宮下市長には、その資質が十分に備わっていると思
います。市長にしておくのはもったいないとい
う声も多く聞こえてきます。今後その持てる能力
を十分に発揮できる場を目指し、羽ばたいてほし
いと切望しております。

2点目の災害対策本部体制等でありますけれど
も、今いろいろご説明いただきました。この件に
つきましては、特に災害派遣の要請等につきまし
ては、昨日佐賀議員からの質問にも答えていただ
いておりますし、新聞にも載っておりますので、
ここであまり追及することは控えたいと思いま
す。ただし、私も自衛隊出身ということで、そこ
ら辺のいきさつ等、災害派遣の要請等は一応分か
っているつもりなのですが、これ順番とす
ると県知事からの要請と、そのほか保安本部長と
かいろいろありますけれども、基本的には地方の
災害派遣は県知事からの要請ということになって
おりますので、今後ともこういうことは間々ある
話なのです。ですから、県との緊密な連携を取っ
ていただくということを要請したいと思います。

それで、そのほかに確認したいのが、「しもき
た国土交通三日橋」が速やかに設置された、これ
非常に驚いているのですけれども、この設置に至
る経緯についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市が小赤川橋の崩落を確知したのは、8月10日
午前5時過ぎの県災害警戒本部からの情報提供に
よるものでありました。この小赤川橋の崩落と小
赤川橋から風間浦村桑畑にかけての国道沿いの斜
面崩壊により、小赤川橋北側にある高齢者施設と
多くの赤川地区住民の方々が避難した赤川地区公
民館が孤立状態となりました。市では、このよう

な事態を速やかに解消すべく、県を通じ、国の権限代行による早期の仮橋設置を要請し、国土交通省東北地方整備局により、国直轄事業として仮橋を設置することが決定したものであります。

当初仮橋の設置は8月18日から22日の完成が見込まれておりましたが、その高度な技術力により、着手からわずか3日で完成し、8月17日から緊急車両の通行が可能となったものであります。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ご説明にありましたけれども、「しもきた国土交通三日橋」は、むつ市が県を通じ、国の権限代行による早期の架橋といたしますか、仮橋の設置を要請したことが功を奏したものと理解しております。その後小赤川橋の復旧工事は、国直轄で行われることも決定しましたが、一日も早い本工事の着工と完成を心待ちにしております。

3点目の国土強靱化の観点からの抜本的対策等でありますけれども、国道279号のバイパス化が急務であるということ、バイパス化を今要請しているということなのですけれども、当然急務であることは理解しているのですが、今日行って、明日すぐバイパスができるわけではありませんので、実現までの当分の間、迂回路として機能を果たす路線をどう整備するのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えする前に、先ほどの部長の答弁に補足させていただきますと、「しもきた国土交通三日橋」、これについては、もちろんありていに言うと、まずむつ市が何をしたかという、自衛隊に橋を架けてほしいという話をしていたのです。ともかく一日でも早く橋を架ける。そういう能力が自衛隊にもあるということを防災訓練で承知していましたので、やってほしいと。その過程の中で、自衛隊では自衛隊の橋の規格では難しいということになり、国土交通省でできる

ということになったというふうにお伺いをして、そうであれば、もういち早くということで、市からも権限代行でやってくださいというお願いはしていましたが、別に橋を架けたことが、あたかもむつ市だけの功績ということではなくて、これ知事はじめ青森県もしっかりと動いてくれているということだと思いますし、また関係する県選出の国会議員の皆さんにもご協力をいただいて、この橋が架かったということでもありますので、あまりにも何かむつ市だけが頑張ったからということではないということは、しっかりとお伝えをしておきたいと考えております。

そうした観点からも含めて、今後国道279号のバイパス化ということでいきますと、県道川内佐井線、県道薬研佐井線、県道長後川内線、国道338号の4ルートがありますけれども、これいずれも県でするので、青森県のほうにしっかりと対応していただけるよう、大瀧議長も下北総合開発期成同盟会に入らせていただいておりますので、議長とともにしっかりと要望を重ねていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） この件でもう一点お尋ねします。

現在通年通行が可能な道路は、県道長後川内線のみでありますけれども、県道川内佐井線、通称かもしかラインも通年通行ができるよう整備途中であるようですが、このかもしかラインは電波状況が悪く、長期間にわたって携帯電話が機能しない区域があります。不慮の事故等に対し、対応し切れない危険性が高く、どのように措置するのか伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まさに何とも言えないという答えでありまして、というのも、やはり青森県が管理する道路なのです。私たち今回の災害の中

でいろんな学びがあって、本当に迂回路と言っていいのかどうかということから、ちゃんとやっぱ検証しないとイケないと思います。これ恐らく佐井村の方々にとって、県道川内佐井線でむつ市に来られるというのは日常のことかもしれません。これは、佐井村の牛滝とか福浦の人たちということですけども、それ以外の佐井村の本村とか大間町の人たちからすれば、迂回路というか、迂回路にもなっていないと思うのです。つまり国道279号でむつ市まで来るのに、通常40分から50分で来られるところが2時間かかったりするわけです。これ迂回路と普通言わないのです。ですから、これは迂回路ではないけれども、ちゃんと整備をしてくれと。

私たちが主張しなければいけないのは、国道279号の迂回路をつくってくれということを目指さないといけない。それは何かといえば、やはり今の現道があって、それをバイパス化する、ちょっと山側にしっかりとした規格の道路をつくってほしいということこれからしっかり要望していかなければいけないというふうなことだと思います。時間かかるかもしれませんが、それをスタートする今回はきっかけだったというふうに理解をしています。

○議長（大瀧次男） 浅利議員に申し上げます。

まとめてください。20番。

○20番（浅利竹二郎） 4点目の給水関係で、応援体制はどうなっているかということを手短かに30秒でお願いします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） お答えいたします。

災害時の応援体制につきましては、公益社団法人日本水道協会東北地方支部と災害時相互応援に関する協定、青森県と青森県水道災害相互応援協定を締結しております。また、協同組合むつ管工

事協会との間に災害時における応急復旧活動の協力に関する協定、水道用薬品事業者との協定、市内納入業者との協定を結んで、災害時の応急復旧に備えております。今回の災害では、協同組合むつ管工事協会との協定により、仮設応急給水の工事を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） こんにちは。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第249回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。理事者の皆様には、明確なご回答をよろしくお願い申し上げます。

まずは、9月26日をもって終了しました大規模接種に対しまして、市長をはじめとする市職員の皆様、医療関係者の皆様をはじめとする関係各位の皆様に感謝を申し上げます。また、むつ市・風間浦村豪雨災害では、特に災害発生直後の命をつなぐ命がけと称してもよい救急患者の搬送や「しもきた国土交通三日橋」、通称「しもこくさん橋」の設置等をはじめとする迅速な対応に対しまして、市長をはじめとする職員の皆様、そして災害

本部の皆様に対しても感謝を申し上げます。

また、様々な各団体、個人の皆様からの災害支援金、ボランティア活動に対しましても感謝を申し上げます。まだまだ復興の最中ではございますが、むつ市、下北一丸となって復旧復興に向けて進んでいかなければならないとの思いであります。

一般質問の時間が30分と短縮になっておりますので、早速ではありますが、一般質問に入らせていただきます。2項目4点を質問させていただきます。

先般千葉県八街市で起こった児童・生徒の列にトラックが突っ込み5人が死傷した事故など、児童・生徒を巻き込む登下校時の事故が多発しております。車社会に移行して久しいのですが、その都度安全対策を講じておるとは思いますが、依然危険箇所はまだまだあるのではないかと感じております。

児童・生徒等の通学路の安全を確保するためには、教育委員会、学校、保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等の連携を図り取り組むことが重要であると考えます。通学路における児童・生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は、当該地域を管轄する地方公共団体が有するものではあります。学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において、児童・生徒等に対する通学路における安全指導を行うとともに、第30条においては、警察やボランティア団体等、地域の関係機関、関係団体との連携に努めることとされていることから、各学校において適切な対応に努めることが求められると思います。

通学路の設定と安全確保に当たっては、教育委員会、学校、保護者は警察、ボランティア等からの情報提供や、実際に通学路の状況を把握して、

交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫などの防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定することが重要なこととされます。

また、児童・生徒等の通学路が一人一人違うことや、下校時には放課後児童クラブ、スポーツ少年団、塾など、登校時とは別の経路を利用することもあることから、保護者の皆様と情報共有も大変大切な事項となります。

冒頭に述べました千葉県八街市において起きた事故に伴い、令和3年7月9日に「通学路における合同点検の実施について」が各都道府県に文部科学省から通達されております。そこで、本市では通学路の安全対策についてどのような取組をなされているのか質問をさせていただきます。

1項目の1点目、市内小中学校の通学路に対する安全対策の状況についてお伺いいたします。

2点目、通学路指定の流れはどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、文部科学省から通達されました通学路における合同点検実施についての結果をお知らせください。

続きまして、経済対策について質問させていただきます。9月26日をもってむつ市大規模接種が完了して、10月5日現在、12歳以上の市民の皆様の2回接種率は87.5%になりました。9月26日現在で、青森県内市部ではほぼ接種完了したのはむつ市が最初であり、市民の皆様の安心、安全の確保のためにご尽力いただきましたことに、市長をはじめとする職員の皆様、関係各位、団体皆様に改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、市内の経済は停滞しており、とりわけ飲食を伴う業界は大変深刻な状況にあり、廃業や休業などと希望の光が見えないような事態になっております。そのような状況下で今回の大

規模接種事業の完了というものは、一筋の希望の光に見えるのではないのでしょうか。

感染症発症以前より全く同じ状況にこれからはなるとは思われませんが、ウィズコロナに対してのニューノーマルを構築し、基本的な感染予防をした経済立て直しが必要と思われれます。

宮下市長は、9月26日付の新聞で、大規模接種完了後のインタビューで、「コロナ対応の大きな節目を迎えた。一定の安全と安心の中で生活ができるようになる。次はむつ市の経済立て直しに軸足を移していく」と述べております。また、今定例会での行政報告でも、経済対策には触れられてはおりますが、いま一度市長のこれからのむつ市の経済立て直しのビジョンをお伺いしたいと思っております。

大規模接種完了後の経済対策について、具体的に市長の考えをお伺いいたします。

以上、2項目4点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

経済対策についてのご質問、大規模接種完了後の経済対策についてであります。去る9月26日をもちまして、希望者へのワクチン接種が完了いたしました。このことをもって、市民の皆様へお願いしてきた様々な制限につきましては、9月末日をもって一斉に解除したところであります。今後は、お酒を伴う飲食や出張、旅行、帰省等においても基本的な感染対策をしながら、一人一人の皆様がご自身の行動に責任を持ち、大切な家族、仲間、そしてむつ市を守る意識で行動をすることで、以前と変わらない日常を取り戻すことができるものと考えております。

市では、このタイミングを経済回復への道を開

く新たな局面と捉え、まずコロナ禍により落ち込んだ外食需要の喚起を図ることを目的としたプレミアム付飲食券を去る10月2日から販売しておりますが、市内の飲食店からは、お得感を感じて飲食券を購入したお客様が早速来店しているですとか、ワクチン接種完了と制限解除、飲食券販売のタイミングがよかったなどの声をいただいております。

また、本日から宿泊業消費喚起事業G o G oむつ宿泊応援キャンペーンの予約受付を開始しております。

次に、11月には3,000円以上のレシートを添付して応募いただくと、総額1,000万円相当のむつ市のうまい特産品が抽選で当たるむつ市のうまい生産者応援キャンペーンを予定しております。さらに12月からは、プレミアム付商品券の先行販売を行うことで、例年消費が冷え込む1月以降の消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

こうした切れ目のない経済対策の展開に加え、地域ににぎわいと活力を創出するイベントを順次開催することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員の通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、市内小中学校の通学路に対する安全対策の状況についてであります。学校における対策といたしましては、毎年度初めに防災、防犯、交通安全の観点で通学路を点検しております。その後教育委員会で情報を集約し、むつ警察署、下北地域県民局のほか、市関係部署による通学路における安全点検状況に係る協議会を開催し、改善策を協議しております。

危険箇所につきましては、関係機関において可能な限り早急に対応し、通学路の安全確保に努め

ていただいております。

対応の状況については、児童・生徒への安全指導の参考となるよう、各学校へも情報提供することといたしております。

また、地域住民による対策といたしましては、交通整理員の配備と見守り隊による取組がございます。交通整理員は、市内10か所に配置されており、横断歩道等において児童の誘導や通学路の安全確保に努めていただいております。見守り隊については、9月30日現在で260名の皆様に登録していただき、声かけ事案等の不審者情報や通学路の危険箇所について、情報を共有しながら見守り活動を行っております。

次に、ご質問の2点目、通学路指定の流れはどのようなになっているのかについてお答えいたします。通学路は、安全面等を考慮して各学校が決定しております。基本的には、基幹道路で安全な道路を選択し、通学路としていますが、地域の実情によっては、スクールゾーンの設定や既存の通学路からの変更等の対応をしている場合もございます。

ご質問の3点目、通学路における合同点検の実施結果についてお答えいたします。令和3年7月9日付の文部科学省からの通知を受け、教育委員会では市内各小・中学校に対し、危険箇所の再点検を依頼いたしました。学校から報告があった危険箇所については、通学路における安全点検状況に係る臨時の協議会において対応を検討し、結果を各学校に情報提供するとともに、登下校時の安全指導の徹底を依頼しております。

教育委員会といたしましては、今後とも登下校時の安全安心が十分に確保されるよう取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。

質問の順番どおり行かせていただきます。

まずは、質問の1項目めの通学路の安全対策についてですが、交通整理員の方々が市内10か所、見守り隊については登録者260人というご回答をいただきました。学校での安全対策、地域住民の皆様の安全対策活動により通学路の安全が確保されておりますことは、十分に理解できました。引き続き子供たちの登下校の安全安心の確保に努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

2項目めの通学路の指定の流れについてですが、各学校が主体での指定になっているということですが、各小学校が親であるPTAの皆様と一緒に意見聴取をして設定しているのかというところに少し疑問があります。というのは、私のところにも現時点で、ここは危険だ、ここは危ないのではないか、はっとするところがあるというような相談が来ております。

なぜ私のところに来るのかといえば、学校に言っているのかどうか分からない、また学校に言っても解決してくれるのかという、そういうご相談が来ておるのも事実でございます。これは、要望にはなるのでございますが、できればぜひとも各小・中学校の方々にPTAのお話を聞いていただけるよう、そして今回のこの学校での設定に関しては、教員の方々が回っているのではないかと思います。その負担軽減にもなり得ますので、ぜひとも学校だけではなくPTAの率直な、通学路で子供と一緒に通学している親御さんの目を大切にさせていただけるよう、ぜひともそこら辺をきちんとした形で酌んでいただけるようお願い申し上げます。

3項目めですが、再点検がなされ、臨時の協議会が開かれたということでございます。そこで、再質問させていただきます。文部科学省から令和3年7月9日に出されました通学路における合同点検の実施を受けての調査になりますが、春の調

査の結果と重複しているとは思われますが、危険箇所は対策必要箇所等の結果、そしてその対処はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

毎年春に行う点検の結果につきましては、今年度は51か所の危険箇所の報告がございました。現在関係機関及び市の担当部署において対応が検討されているところであります。

なお、昨年度は36か所の報告がございましたが、検討に十分な時間が必要となるロードヒーティングなど8か所以外につきましては、視線誘導標の設置、街路樹の剪定、カラー舗装、街灯の設置、横断歩道の設置、道路の穴埋め、取締りやパトロールの強化などについて、順次検討及び対応が進められてございます。

また、今回の再点検では、小学校から17か所の報告がございました。道路管理者やむつ警察署と協議いたしまして、安全が確認されました1か所を除いた16か所のうち、警察による取締りやパトロールの強化により、ドライバーの意識を高めることで歩行者の安全を守ることとした箇所、歩道の整備を進める予定となっている箇所、学校付近の工事の進捗に合わせて学校と連携を図っていく箇所など、7か所については既に改善に向けて対策が取られてございます。

一方、道幅の関係で歩道の確保が難しい箇所や、バス停の近くで横断歩道の設置が制度上できない箇所及び対応について検討中である箇所につきましては、各学校に対しまして、安全指導の強化を依頼することで対応してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。しっかりとした様々な対応をしていただいていると理解しました。対処に対しては、ぜひともスピード

感を持って対応していただけるよう重ねてお願い申し上げます。

これからの時期は、下校時間は夏の時期に比べ、日暮れが早くなります。交通安全上、大変危険が伴う季節に入ります。しかし、お聞きしたところによると、ここ10年以上、児童・生徒の登下校での交通事故が発生していないともお伺いいたしました。これもひとえに関係各位の皆様のご尽力のたまものだと思います。より一層の安心安全を心がけていただけるようお願い申し上げます。

続きまして、経済対策についてでございます。市長の経済立て直しへの熱い思いは、十分伝わりました。ただ、市単独での事業展開はなかなか大変な作業となり得ます。そこで、民間の経済団体等とのコラボレーションとしての事業等、積極的に取り入れて官民一体での立て直しが必要と思われます。

そこで、再質問させていただきます。先ほどご紹介いただいた様々な施策に対し、いろんなイベントや経済対策がなされておりますが、お話しできる範囲内で結構ですので、もう少し詳細等、またこれから行われるものに対しての詳細等も、できましたらお話しいただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

今後予定をしている市の主催のイベントということでお知らせをしてみたいと思います。現在予定をしておりますのが、昨年11月に実施いたしました「光のGarden BAR」というイベント、これはプロジェクションマッピングという技術を使ったもののイベントをやっておりますが、これを10月30日にむつマエダアリーナのほうで同じようにプロジェクションマッピングを使って、屋外で光のショーといいますか、そのようなイベントを予定しております。

もう一つご紹介をしますと、地域の特産物を販売している協力店の皆さんにお集まりをいただき、地産地消感謝祭ということで、こちらについては11月に入ってからこのイベントを開催するというような予定をしております。詳細が決まりましたら、市民の皆様にはホームページですとかチラシ等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。様々な形でイベント等をしていただき、本当に何とかこのむつ市の飲食業自体を盛り上げる、また経済の活性化をしっかりとした形で官民一体になってやっていただければと思います。

先日の10月定例記者会見での市長の発表にもありましたように、冬眠から覚めた熊作戦をどんどん実行していただき、民間の会社でも独自の自主規制をしているところもあり、個人的にはなかなか思うように動けない方々もいらっしゃると聞いております。むつ市の3つのお願いの徹底、厳守をし、自分の行動の責任を持って経済の立て直しを図るための先導役として、情報発信等をはじめとする様々な媒体を使つての啓蒙活動をお願いしたいと思っております。

大規模接種が完了して、コロナ対策に大きな節目を迎えたと思っております。また、今年の同時期とはむつ市の新型コロナウイルス感染症に対して宿泊療養施設の完成、新型感染症センター、PCR検査の充実、抗体カクテル治療の実施など、対策は十分整っていると感じております。次は、経済の回復が大変重要な課題になることは明白でございます。「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を一日も早く取り戻すため、官民一体となった取組をお願い申し上げ、アンネ・フランクの言葉で終わらせていただきます。「希望があるところに

人生もある。希望が新しい勇気をもたらし、強い気持ちにしてくれる」。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午後1時35分まで暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。12番住吉年広議員。

（12番 住吉年広議員登壇）

○12番（住吉年広） こんにちは。公明党、公明・自由会派の住吉年広です。むつ市議会第249回定例会に当たり、通告に従いまして、2項目2点にわたり一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の1項目めは、教育行政についてお伺いいたします。今回の質問の経緯といたしましては、市内小学校にこれから入学を予定している親御さんから相談をいただいたことに端を発しております。

現在市内の小学校には、第二田名部小学校にことばの教室が設置されております。ことばの教室は、言葉や聞こえに問題がある子たちが週に1時間から8時間、1回の指導で45分通う通級による指導教室です。在籍学級の先生や専門分野の方と連携を取りながら、1対1でその子に応じた個別指導を行っているかと把握しております。

教室では、次のような専門的指導を行っております。普通の声の大きさでは話言葉が理解しにくく聞こえが心配の子、いわゆる難聴でございます。先生を「テンテイ」とか「シェンシェイ」などと正しく発音ができない音や言葉がある子、声が鼻に抜けて聞き取りにくい子、高音やなまりの癖のある子をいうそうです。話初めの音や言葉が詰まったり繰り返したり、伸ばしたりする子、いわゆる吃音、どもりという症状でございます。そして、近年これらの言葉の障害に加え、発達性読み書き障害や自閉スペクトラム症（ASD）や多動性・注意欠如（ADHD）の子といった発達障害を併発する子も増えており、そちらへのアプローチを併せて行う教室も多くなっております。

ことばの教室で指導されている方からもお伺いしましたが、いわゆる知的や体力的には平均な児童と何ら変わらないわけです。学力面でも習得時間に個人差がありますから、その観点からは、ことばの教室に通っているからといって、特に何ら問題はありません。あくまでも児童ごとに発達の速い遅いや得手不得手があるだけなのです。

そこで質問いたします。ことばの教室の取組についてお伺いいたします。

2項目めは、高齢ドライバーの運転技能向上について。高齢ドライバーの運転技能向上トレーニング・アプリの導入についてお伺いいたします。平成初期には10%程度の水準であった65歳以上の人口が総人口に占める割合は、2020年度には約30%に達しております。当市においても、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画によると、高齢化率は増加の推移となり、団塊世代が後期高齢者となる2025年には36.2%の見込みとなっております。著しいスピードで高齢社会が進んでおります。そのような中、高齢者に対し、運転免許の返納が求められる一方、生活のために手放せない高齢者も多くいることと思っております。

人生百年時代、70歳で免許を返納したら、残りの30年、どうやって生活していくかが課題でございます。それらの課題に国立大学法人東北大学加齢医学研究所と仙台放送が産学連携により共同開発した運転技能トレーニング・アプリで、川島隆太教授による脳科学研究の成果と仙台放送が開発、放送している脳トレーニング番組、「川島隆太教授のテレビいきいき脳体操」の知見から開発され、社会実装を2019年から進めております。このアプリは、テレビやスマートフォン、タブレット端末を利用した作業速度訓練による安全運転能力向上プログラムで、実際の運転行為や疑似運転行為を伴わない日常的な認知トレーニングにより、運転技能の維持向上を目指すものです。

A I版では、プレーヤーごとの反応時間や出題ごとの正誤判定を中心にログを取得し、機械学習をしてデータを分析、惜しさ、速度差、左右差などの弱点全般の把握など、精緻なデータを基にトレーニング内容を自動調整され、トレーニングすればするほどプレーヤーに最適化されます。導入している自治体では、認知症カフェ、シニア講座、運転技能トレーニング体験会、パークゴルフ場休憩室に設置や、シニアドライバー向け技能向上トレーニング体験会など、安全運転寿命を伸ばす支援を行っております。

当アプリでは、A I、人工知能を登載し、個々のトレーニングの状況をA Iが分析し、個人ごとにもっと最適なトレーニングの状況を自動調整し、運転機能、認知機能、感情機能の向上が実証されている世界初の運転技能向上トレーニング・アプリです。導入に向けての当市のご見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 住吉議員のご質問にお答え

いたします。

高齢ドライバー運転技能向上についてのご質問、運転技能向上トレーニング・アプリの導入についてお答えいたします。市では、交通安全運動期間に実施している街頭活動や交通安全パレード、エフエムアジュール等の広報を通じて交通ルールの遵守や正しい交通マナーの徹底等、交通安全に関する啓発活動に努めております。

また、高齢者の皆様の移動手段の確保のため、医療機関や公共交通が集積する市の中心部へ移動する75歳以上でマイナンバーカードをお持ちの市民の皆様を対象に、むつ市高齢者無料乗車証、通称「AGEHA」を交付し、10月1日から事業をスタートさせ、高齢者の皆様への支援を行っております。

今後高齢化が進むことが予想されている本市において、高齢者の皆様の移動手段の確保に加え、運転技能の向上は交通安全対策としても有効なものと考えておりますので、運転技能トレーニング・アプリを含めた高齢ドライバー運転技術向上へ向けた取組について調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 住吉議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

ことばの教室の取組についてであります。言葉に対して支援の必要な児童には、発声、発音の練習や言葉遊び、聞く、話すトレーニングなどを通して言葉の発達を促しております。

また、人との関わり方について支援の必要な児童には、場面に応じた具体的な言動を考えさせたり、感情をコントロールしたりするトレーニングを行っております。

そのほか、体の動きのぎこちなさを改善するた

めの運動や、特に苦手としている学習内容の補充指導などを行っております。

基本的には、教師と児童が1対1で教材や活動内容を工夫しながら、それぞれの教育的ニーズに応えるための指導をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ご答弁、ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、ことばの教室のほうからさせていただきます。ことばの教室に通う児童数についてお示しいただけますか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

ことばの教室に通っている児童数についてであります。10月1日現在、21名でございまして、校内の通級児童が14名、他校からの通級児童が7名となっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 分かりました。第二田名部小学校が14人、そして他学区が7人という答弁でございました。この詳細からも、むつ市内小学校13校ある中で、第二田名部小学校の子が半数以上で、第二田名部小学校のみが、この障害の子が多いとはやっぱり考えにくいと。ある一定程度の児童も他学区でいるのではないかというふうに思われます。

それでは、次は他校児童が通う交通手段をお示しいただけますか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

通う際の交通手段ということでございますけれども、他校から通級する際には、保護者が自家用車で送迎しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 分かりました。自家用車で送り迎えしているということが分かりました。

あと、ことばの教室の効果について、今思うところがあれば、お示しいただけますか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

効果についてということでございますけれども、改善の程度については個人差はございますが、ことばの教室に週一、二回通うことに加えまして、保護者や在籍校の学級担任との共通理解を図りながら、家庭や学校でもできる活動などを継続していくことで、どの児童にも成長が見られているということでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） このことばの教室、通っている児童・生徒はやっぱりそれなりの効果があるということが今の答弁で分かりました。現在通級は授業の一環となっております。小学校の授業日数の中で受けることとなっておりますが、他校通級への送り迎えを両親がしなければならぬため、共働きが増えている中で、通級を断念しているご家族がいることを把握しておりますでしょうか。IQが低い発達障害の場合、障害でありながらも、この社会でうまく生きていくためには、常に違うやり方をもって乗り越えなければならない部分があり、それを学ぶために通級があるのであれば必要なことと私は考えます。

近年、先ほど来述べたように、発達障害の子供が増えている中、一つの学校でしか通級が受けられないことは残念でありますけれども、むつ市内で学区によって、受けられる場合と受けられない場合は平等でないと思います。当然各学校で受けられるのが一番の理想であると思いますが、財政上、制度の問題もあり、簡単にいかないことも承

知しております。そうであるならば、まずは送迎等を理由に断念されているご家族の実態を把握した上で、在籍校に教員が出向く指導方法や、授業の一環なのであれば、送迎等の検討が必要と考えます。

私も9月に学びの教室の学習状況を視察させていただきました。本当に素晴らしい環境で、先生が通常学級を兼務しながら児童に1対1で教え、教材も工夫しながら児童に向き合っている姿を見て、ことばの教室が本当に必要な教室であることを認識いたしました。むつ市の子供たちがどこに住んでいても安心して平等に生きられるように、必要な教員の確保とか、あと予算措置も含めた教育サポート体制の構築をしていただくよう、これからはしっかりと対策を講じていただくよう要望いたします。ことばの教室の質問は、以上であります。

続きまして、アプリのほうの再質問をさせていただきます。むつ警察署管内における過去5年間の前期、後期高齢者の運転免許返納者数をお示ください。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

むつ警察署によりますと、むつ警察署管内における過去5年間の運転免許証自主返納者数につきましては、平成28年が137名、平成29年が158名、平成30年が160名、令和元年が236名、令和2年が215名となっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。平成28年が137人で、令和2年が最も伸びて236人ということで、ここが一気に百六十数%数値が伸びております。これは、やはり令和元年から一気に伸びているのですけれども、2019年4月、東池袋での自動車暴走事故による11人の死傷者を出す痛ま

しい事故が背景にあるのではないかと考えております。それで一気にメディアでも取り上げて、そして高齢者のほうが何とか事故をなくしたいという部分が背景にあると思います。

続きまして、再質問ですけれども、先ほど市長からも述べられましたけれども、10月1日から高齢者無料乗車証事業が開始されましたが、現時点での申請者数をお示しいただけますか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

10月7日現在、交付者数は1,440名となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） こちらの事業、高齢者の皆さんは本当に事業を待ちわびていたようです。高齢者が約9,000人ぐらいいらっしゃいますので、そのうち1,440人で、約15%から16%の高い申請率になっております。この事業に対する高齢者の関心度が高いことの表れだと思います。利用状況も確認しましたが、脇野沢方面からバスが混み合っており、大湊から乗車する方は、時間によっては座れない状態もあるそうですので、その中でまたコロナで心配という声も上がっておりますので、利用状況も一度確認していただき、高齢者が安心して利用できるようにブラッシュアップしていただきたいというふうに思っております。

近年交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢者による割合は高まっている中で悲惨な事故も発生しております。また、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっておりますが、免許を奪うのではなく、未永く安全に車に乗れる方法も考えていかなければならないと思います。

そもそもドライバーの事故は、脳科学の観点からすると、脳の機能低下、主に大脳の前頭前野の

知覚、予測の力が落ちることが考えられます。安全運転に必要なのは、素早く認知し、判断する能力、それらを前頭前野がつかさどっており、脳はトレーニング次第で何歳でも変化することが言われております。

国は、平成29年施行された改正道路交通法で、75歳以上の運転免許保有者に対し、違反行為時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたほか、運転免許の自主返納制度を推進しております。しかし、公共交通機関が都市部ではインフラとして進んでいるが、発達していない地域では、生活の足としている高齢者が多く、自主的な運転免許を返納することが困難にあることから、運転技能を維持するための取組が求められております。

こうした中、国が平成29年7月に決定した高齢者による交通事故防止においては、高齢者の運転技能の維持による交通事故防止において、高齢者の運転技能維持向上のための安全運転プログラムの研究に積極的に協力し、その開発を推進することが施策の一つに挙げられております。

宮城県においても、35自治体のうち17自治体が安全運転プログラムを導入しており、普及に向けた取組が進められ、高齢者の運転技能向上に向けた取組が効果を上げております。

要望になりますけれども、本年度事業として開始された高齢者無料乗車証事業は、運転をリタイアされた方の受皿として推進していただき、運転を維持する方には安全トレーニングプログラムの活用で運転寿命を延ばし、この両輪の取組で交通事故のない社会を実現するためにもぜひとも導入に向けて検討していただくようよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・自由会派の鎌田ちよ子でございます。

初めに、このたびのむつ市・風間浦村豪雨災害により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く元の生活に戻っていただけるようお祈りを申し上げます。

むつ市議会第249回定例会に当たり、通告に従い一般質問させていただきます。市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1、市民の健康を守る取組についてお尋ねいたします。厚生労働省の人口動態統計では、日本人の死因の6割を生活習慣病が占めています。加齢や生活習慣の在り方でがん、心疾患、脳血管障害などの発症や重症化が進むことが指摘されています。これらを予防するために、国民の健康寿命の延伸が国の戦略の一つとして位置づけられ、全ての健康保険組合に対し、レセプトなどのデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価などの取組が求められ、市町村国保につきましても同様でございます。

本市では、これまで様々な健診事業と健康づくり事業を実施しています。健康寿命を延ばすこと

は、自分自身のためであると同時に、保険者としては医療費抑制としての意味も持ちます。医療費が抑制されると、保険税を値上げしないで済みます。国民健康保険加入者にとって、保険料の負担が少なくなることになります。

医療費の傾向と対策について、特定健診の充実について、各種データ分析から見える本市の課題と今後の方向性についてお知らせください。

次に、特定健診における「尿ナトリウム計」測定の導入についてお伺いいたします。日本において高血圧者の推計者数は4,300万人と言われ、世界でも成人の3人に1人が高血圧と推測されます。高血圧の主な原因の一つとして、食塩の取り過ぎが挙げられます。一方、野菜や果物などに含まれるカリウムを多く接種することで血圧が低下するという研究報告があります。日本高血圧学会のガイドラインには、高血圧予防のために減塩と野菜や果物、カリウムの接種増加を勧奨しています。近年、ナトリウムとカリウムのバランスを表す指標としてナトリウム比が注目されています。ナトリウム比が高いほど、食事の食塩接種量が多い、あるいはカリウムが不足している可能性を指摘しています。

登米市は、市民の高血圧問題、脳卒中問題を何とかしたいと考え、東北大学メディカル・メガバンク機構への相談をきっかけに、特定健康診査において2017年度から「尿ナトリウム計」の測定を導入いたしました。「尿ナトリウム計」とは、尿中のナトリウムとカリウム比を簡単に測れる道具で、高血圧対策に役に立ちます。高血圧の原因となる食生活の改善に向けて、減塩の見える化で食事バランスを振り返る機会となり、血圧の低下と健康増進が期待でき、健康寿命延伸に「尿ナトリウム計」測定を導入すべきであると考え、ご所見をお伺いいたします。

質問の2は、女性特有のがん対策についてお伺

いたします。子宮頸がんは女性の命に関わる疾患であり、子供を産み育てるために予防しなければならぬがん対策です。毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっている現状を考え、国は昨年10月と本年1月の2度にわたり、全国の自治体に対し定期接種情報とワクチン接種判断の材料になる正しい情報を対象者に個別送付するよう指示を出しました。しかし、具体的な対応につきまして、通知の開始時期や通知対象学年などが明記されず、各自治体に判断を委ねています。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生までの対象女子という枠組みがあります。そして、ワクチンは1回当たり約1万6,000円、3回の接種が必要であり、その期間も約6か月間かかります。接種したい方々は、高額なワクチンであるため、定期接種期間中における無料での接種を希望しています。

現在世界では135か国で承認され、115か国では公費助成となり、日本におきましても平成25年4月より定期接種となりました。しかし、接種後に多様な症状が生じたとの報告で、国は同年6月、各自治体に対し、積極的勧奨の差し控えを行い、接種は大幅に減少しました。積極的勧奨をしていた実績と積極的勧奨を差し控えてからのHPVワクチン接種の推移について、ワクチン接種における副反応の報告数について、本市の現状をお知らせください。

次に、子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種についてお伺いいたします。2013年6月以降、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、対象者への個別通知を取りやめたことから、多くの対象者が必要な情報を得ることができずに接種機会を逃がしてきました。

昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨の差し控えによる影響に関する推計で

は、2000年から2003年度生まれの女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えて、このままでは子宮頸がんの罹患者は年間約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性が示唆されています。接種の機会を失った原因は、国の積極的勧奨の差し控えの決定が発端ではありますが、本来定期接種期間内に対象者にしっかり周知することは市町村長の義務になっています。子宮頸がん予防ワクチンに対する独自の救済につきまして、キャッチアップ接種があり、キャッチアップ接種とは設定された接種期間を過ぎても、後から接種することで感染防御に追いつくものです。自費で接種する場合は3回で約5万円かかることから、接種を諦めたとの声があります。

ワクチンの無料定期接種の情報を知らずに接種の対象年齢を外れた方々への救済措置に取り組んでいただきたくご所見をお伺いいたします。

質問の3は、コロナ禍の中での子供たちの健やかな成長、小1プロブレムへの対応についてお尋ねいたします。小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの1年生が授業中、席に座ってられない、先生の指示が聞けない、集団行動が取れないといった状況が数か月継続するような状態を示します。入学したばかりの新1年生にとって、通常時であっても初めての学校生活では全く違う環境に置かれることになじめないためにいろいろな行動をする状況を小1プロブレムと表現されます。

現在コロナ禍が続く、以前とは違ったぴりぴりした状況下での学校生活です。新1年生が第一歩を踏み出す大切な時期にいろいろな制約が増え、小学校に入学したばかりの親子が小1プロブレムに直面し、その後の人生に大きな影響を与えてしまうことが心配されます。

文部科学省は、幼稚園や保育園から小学校入学となる際に、幼稚園、保育園にはアプローチカリ

キュラム、小学校にはスタートカリキュラムを立ち上げ、小学1年生がスムーズに学校生活が送れるよう配慮した取組を進めています。就学前施設である幼稚園、保育園における小1プロブレムの認識と対応について、学校現場における小1プロブレムの現状と課題についてお尋ねをいたします。

次に、ヤングケアラーへの対策についてお伺いいたします。厚生労働省は、ヤングケアラーについて、昨年12月から本年1月にかけて、厚生労働省と文部科学省が初めて実態調査を行い、その共同プロジェクトチームが4月、調査結果を公表し、それは衝撃的なものでした。公立の中学校1,000校と全日制高校350校を抽出し、インターネットで2年生1万3,000人から回答を得ました。中学生は5.7%、およそ17人に1人、全日制高校は4.1%、24人に1人、定時制高校は8.5%、およそ12人に1人、通信制高校は11%、およそ9人に1人という結果でした。つまり中学生はクラスに2人以上、全日制高校でも1人ないし2人はいるという結果です。世話をしている時間について、平日の1日平均、中学生が4時間、全日制の高校で3.8時間という結果になっています。

ヤングケアラーとは、慢性疾患、精神、身体知的障害の家族の介護を年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来大人がやるべき世話を担っている18歳未満の子供を示しています。介護や家事を担うことで多くのことを学び、家族との結びつきが強くなると思いますが、しかし役割や責任の負担が大き過ぎる場合があります。そのようなとき同世代から孤立し、勉強、クラブ活動など、その時代ですべき経験ができないことで人間関係、社会生活など心身の発達に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

今回の国の調査でヤングケアラーの実態が明らかになりました。現状の認識についてご所見をお

伺いいたします。

以上、3項目について、明快かつ前向きなご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民の健康を守る取組についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、女性特有のがん対策についてのご質問の1点目、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種についてお答えいたします。むつ市では、接種を希望する対象者が定期接種として受けられるよう個別に通知するほか、正しい知識の下で接種の可否を選択していただくため、情報の提供に努めております。

これまでの接種率は、平成24年度以前は40%程度で推移しておりましたが、積極的な接種勧奨の差し控えが始められた平成25年度以降は1%程度となっております。今年度は、むつ下北医師会及びむつ総合病院の医師の方々にご助言をいただきながら接種率向上に取り組んでおり、8月末現在の接種率は3.5%となっております。

また、副反応については、これまで報告はございません。

次に、ご質問の2点目、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種についてお答えいたします。10月1日厚生労働省の専門部会において積極的な接種勧奨の再開が承認されたほか、接種機会を逃した方々への対応についても検討するという方針が示されたところであります。市といたしましては、国の方針に基づき適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、コロナ禍での子供たちの健やかな成長についてのご質問につきましては、教育委員会及び

担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍での子供たちの健やかな成長についてのご質問の1点目、小1プロブレムへの対応についてであります。学校現場における小1プロブレムの現状といたしましては、本市においても入学後の環境の変化に対応し切れない児童がおります。加えて、コロナ禍により、平常時とは異なる環境が児童に何らかの影響を及ぼしている可能性も考えられます。

しかしながら、学校から聞き及ぶ範囲において、幸いにして例年を超える深刻な状況にはないと認識いたしております。このような状況に対応し、教育活動をより一層充実させていくため、幼稚園、保育園と小学校の連携推進は喫緊の課題であると捉えております。

課題解決に向けた具体的な取組として、市内全小学校において、幼稚園、保育園等での学びや育ちを基礎として、主体的に楽しい学校生活を送っていけるよう学校の特色を生かしたカリキュラム、いわゆるスタートカリキュラムを編成し、入学当初から安心して楽しく学べる環境の整備に努めております。

また、各幼稚園、保育園には各校のスタートカリキュラムを配付し、就学に向けた指導に活用していただくようお願いしております。

このほか幼保小の教員等を対象に、幼保小連携研修講座を平成28年度から毎年開催しております。本講座においては、スタートカリキュラムに関する講義や情報交換等を行い、連携の意義について理解を深めていただくとともに、幼児期から学童期へのいわゆる接続期の教育がより一層充実するよう研修を深めております。さらに、人的支

援も手厚くなされるようスクールサポーターを配置し、活用していただいております。

教育委員会といたしましても、幼保小の連携を深め、小1プロブレムへの対応のみならず、子供たちの学びと育ちの一層の充実につながるよう教育現場への支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ヤングケアラーへの対応についてお答えいたします。現在市内においてご家族の介護等で過度の負担を強いられている児童・生徒はいないものと認識しております。しかしながら、自ら周りに支援を求めることができずに悩みを抱えている児童・生徒については、教育委員会と学校、関係機関が連携を図りながら支援に当たっていくことが肝要であると考えております。

教育委員会としては、今年度よりSOSの出し方教育に関する教員の研修会をスタートさせました。先生方には児童・生徒の生命や安全を守るためにSOSを敏感に捉えるとともに、SOSを受け止めてどう支援につなげていくのか、いかにして児童・生徒がSOSを出しやすい環境づくりを進めていくのかについて研修を受講していただいております。今後数年かけて一人でも多くの先生方に受講していただけるよう継続的に取り組んでまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、児童・生徒と直接関わる方々との協力体制を強化し、児童・生徒が置かれている環境の把握に努めてまいります。

今後とも教育委員会としても取組を進めながら、児童・生徒の支援に当たってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 初めに、市民の健康を守る取組についてのご質問の1点目、特

定健診の充実についてお答えいたします。

本市の国保被保険者に係る令和2年度の医療費は41億1,478万1,780円、このうち生活習慣病である高血圧症等の循環器系の疾患及び糖尿病等の内分泌系の疾患の合計が、医療費では10億5,975万8,030円、率にして25.8%、そしてがん等の新生物の医療費につきましては8億3,889万3,160円、率にして20.4%であり、これら2つが市の医療費の大きなウエートを占めております。過去3年につきましても、ほぼ同率での推移となっております。

このような状況を踏まえ、市では特定健診結果やレセプト等の健康や医療に関するデータを活用し、現状分析と課題の整理を行い、特定健診、特定保健指導及び各種保健事業を展開しております。

今後におきましては、AIを活用した分析を基に行う受診勧奨、特定保健指導に加え、ウォーキングアプリ「むつぼしWalker」を利用した保健事業等を実施することにより、市民の皆様の平均寿命や健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、特定健診における「尿ナトリウム計」測定の導入については、尿中のナトリウム、そしてカリウム比の測定結果に基づいた生活改善アドバイスを実施することによる効果は期待できるものと考えますが、現時点においては研究段階にありますことから、今後の活用方法を含め、研究結果を注視しつつ、導入について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） コロナ禍の中での子供たちの健やかな成長についてのご質問の1点目、小1プロブレムへの対応についてお答えい

たします。

就学前施設である幼稚園、保育園における小1プロブレムの認識と対応につきましては、各保育施設とも子供たちが新しい環境へ進むための準備は必要と認識しており、午睡をやめる、生活の自立に向けたトレーニングを実施するなど、保育施設での生活と学校生活とのギャップを埋めるための取組がなされております。

また、園児と児童の交流会や行事の見学、職員同士の情報交換なども行っており、就学後に学校から相談がありました場合は、在園児の担任などが個別に対応していると伺っております。

コロナ禍におきまして、園児と児童の交流会の実施を見合わせている状況が続いておりますが、複数のグループに分けて少人数で実施するなど、新しい生活様式に沿った取組も始まっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ヤングケアラーへの対応についてお答えいたします。これまでのところ、市へのヤングケアラーに関する相談はなく、支援の対象となっている方の中にも該当される方は見受けられません。しかしながら、ヤングケアラーのような家庭内の問題はなかなか表面化しにくく、子供自身からの発信もできにくいことから、支援に当たってはヤングケアラーの視点を合わせながらアセスメントを行い、適切な支援方法を検討することが重要であると認識しております。

現在教育現場において把握された家庭に何らかの課題を抱える子供への対応につきましては、子育て支援課に連絡をいただき、教育委員会、学校及び関係機関と連携の上、必要に応じてむつ市要保護児童等対策地域協議会を活用しながら、包括的な支援に努めております。

今後におきましても、関係機関との連携をさらに密にし、支援を必要とする子供への迅速な対応と包括的な支援に努めてまいりたいと考えており

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 3項目にわたるご答弁、ありがとうございます。

質問の1と2は、今ご答弁をいただきましたので、担当課の皆様にはその旨取り組んでいただくよう要望させていただきます。

質問の3で教育長にお尋ねをいたします。私は、牧野教育長、そして遠島教育長、氏家教育長と、この中学校というところからはちょっと離れた教育長さんに今まで議場でいろいろ質問させていただいていました。阿部教育長は、中学校の現場に長年いらっしゃいましたので、文部科学省は今、個を大切にされた指導を長年、それをうたってまいりました。今このヤングケアラーという問題は、なかなか表面に出にくいことなのですが、全国で実態調査に及んでいるということは、この時代、ましてやコロナ禍の中で子供たちがいろいろ悲鳴を上げているということが少しずつ表に出てきたのかなと思っていますところ。

教育長は、長い間中学校の現場におりましたので、経験の中から、何かそういう中学生の家族に、その中学生がその時間を費やされるとか、その子供さんが家族の中心になって家族を支えなければいけないとか、そういう経験がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご質問にお答えいたします。

私が教員として在職していた間、ヤングケアラーに当たる生徒がいなかったものと記憶しております。しかしながら、ヤングケアラーの支援につきましては、厚生労働省並びに文部科学省が立ち上げた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが令和3年5月17日に取りまとめた報告にあるとおり、早期発見、把握、支援策の推進、社会的認知度の向上等の取組が必要であると痛感

しております。

引き続き国の動向も注視しながら、支援が必要な家庭や児童・生徒にそれぞれの実態に応じた対応に当たってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 今回このヤングケアラーを取り上げたのは、一人のケアマネジャーさんからの声を受けてございました。そのケアマネジャーさんからの声は、見えにくいその状況の中で、中学生の子供さんが親の通院のために付き添っている姿を何度かむつ総合病院で見て、そこから支援につながったという。まだまだ表面に出ている、そういう家族間の問題に振り回されている、この一人だけではない、現場で長く仕事してきた人なので、そういう実態を話されて、今全国でまたこの実態調査がいろいろな場面で大きく取り上げられておりますので、今回自分も一般質問でむつ市の状況はどうかかなというところで質問させていただきました。

国のところで調査に至るということは、全国でそのような問題が大きく広がっているというのが実態だと自分も思います。むつ市では、子供たちのその小さな声を拾うということで、SOSの取組をやっていただけるということで、どうぞよろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。10月11日及び12日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。

よって、10月11日及び12日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、明10月9日及び10日は休日のため休会とし、10月13日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時34分 散会